

## 国立大学法人大分大学環境マネジメント対策推進会議規程

平成19年12月18日制定

### (設置)

第1条 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律77号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき、国立大学法人大分大学（以下「本法人」という。）における環境マネジメント（エネルギーの抑制、廃棄物の抑制、環境汚染の防止、環境教育の充実、学内環境美化その他をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を審議するため、本法人に国立大学法人大分大学環境マネジメント対策推進会議（以下「対策推進会議」という。）を置く。

### (審議事項)

第2条 対策推進会議は、次の事項について審議する。

- (1) 環境マネジメントの目標の設定、計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 環境報告書に関すること。
- (3) その他環境配慮の推進に関すること。

### (組織)

第3条 対策推進会議は、役員会がこれを兼ねる。

### (会議)

第4条 対策推進会議は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (議事の特例)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した構成員」とあるのは当該議事に参加した構成員とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について、構成員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

### (構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を対策推進会議に出席させ、意見を聴くことができる。

### (事務)

第7条 対策推進会議の事務は、財務部施設管理課において処理する。

### (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、対策推進会議に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則（平成19年規程第92号）

この規程は、平成19年12月18日から施行する。

#### 附 則（平成24年規程第28号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和3年規程第25号）

この規程は、令和3年6月16日から施行する。